

内部通報（ヘルプライン）規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人鳥取クリエイティブプラットフォーム（以下「当法人」という。）における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び当法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

（通報等）

第2条 当法人又は当法人の役職員の不正行為として申告すべき事項（以下「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、当法人の事業に直接的又は間接的に関係する者は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第3条 通報等は、次に定めるヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

(1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当役員

(2) コンプライアンス担当役員が氏名した本会の会員

(3) 事務局

2 契約その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

（ヘルプライン窓口での対応）

第4条 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報等を受けた日から20日以内に、通報者に対して、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等

であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第5条 通報等を受けたヘルプライン窓口が、コンプライアンス担当役員が指名した本会の会員又は事務局の場合は、通報等の内容（通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報（以下「通報者特定情報」という。）を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当役員に報告する。

- 2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）は、コンプライアンス委員会が実施する。
- 3 通報等調査は、当該事案に関与していない職員にその事務を担当させることができる。
- 4 事務局が関係する内容の通報等が対象である場合または事務局において通報等調査を実施することが適切でない場合には、前項の規定にかかわらず、コンプライアンス委員会は、法律事務所等、外部の調査機関にその事務を依頼することができる。
- 5 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。
- 6 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。
- 7 通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含む本会の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意し、調査の必要性及び状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。
- 8 前項による通報者との合意に反する情報の開示は、これをしてはならない。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の通知等)

- 第6条 コンプライアンス委員会は、通報等調査について結果に至った場合には、通報等を受け付けたヘルプライン窓口を通じて、通報者に対して速やかに当該結果を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。
- 3 前項の通知にあたっては、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第7条 通報等調査の結果、不正行為が存在することが明らかになった場合、コンプライアンス担当役員は、直ちに当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

- 2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。
- 3 コンプライアンス担当役員は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者特定情報を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

（情報の記録と管理）

- 第8条 通報等を受けたヘルプライン窓口及びコンプライアンス委員会は、通報者等の氏名（匿名の場合はその旨。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を、文書または電磁的記録として事務局に保管するものとする。ただし、通報者特定情報が、第5条第7項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されないよう留意するものとする。
- 2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及びコンプライアンス委員会に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。第5条第4項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。
 - 3 通報の対象となった者は、ヘルプライン窓口又はコンプライアンス委員会に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

（不利益処分等の禁止）

- 第9条 当法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

（懲戒等）

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、各任命権者等は、情状により、適切な手続きを経て、それらの者を懲戒処分に処することができる。
- (1) 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合
 - (2) 第8条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した場合
 - (3) 役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合
 - (4) 前条の規定に違反した場合

（内部通報制度に関する教育）

第 1 1 条 当法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を行い、役職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、代表理事がコンプライアンス担当役員との協議及び理事会の審議を経て行う。

付 則

この規程は令和 6 年 1 1 月 8 日から施行する。